

新旧対照表

(下線は変更部分)

変更前	変更後
<p>第 29 条 (本サービスの中止)</p> <p>当社は、以下の各号のいずれかが生じたときは、本サービスの提供を中止することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき</li> <li>2. 個人情報の漏洩が想定される事態が生じたとき</li> <li>3. 本サービスの提供場所を変更するとき</li> <li>4. 当社の電気通信設備への第三者の侵入または第三者からの攻撃により、当社、契約者または第三者に損害が生じているとき、または生じる恐れがあるとき</li> <li>5. 当社の電気通信設備が故障または滅失し、第 18 条の修理・復旧が不可能であるとき</li> </ol> <p>第 31 条 (契約者への通知)</p> <p>当社は、前三条の措置をおこなうときは、契約者に対し、予め (前条の場合は、サービス廃止日の 1 か月前までに) 日時を特定し、その旨を通知するものとします。ただし、緊急その他必要なときは、このかぎりではありません。</p>	<p>第 29 条 (本サービスの中止<u>および一時中断</u>)</p> <p>当社は、以下の各号のいずれかが生じたときは、本サービスの提供を中止<u>または一時中断</u>することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>(1)</u> 当社の電気通信設備の保守または移動・移設を含む工事のためやむを得ないとき</li> <li><u>(2)</u> 個人情報の漏洩が想定される事態が生じたとき</li> <li><u>(3)</u> 本サービスの提供場所を変更するとき</li> <li><u>(4)</u> 当社の電気通信設備への第三者の侵入または第三者からの攻撃により、当社、契約者または第三者に損害が生じているとき、または生じる恐れがあるとき</li> <li><u>(5)</u> 当社の電気通信設備が故障または滅失し、第 18 条の修理・復旧が不可能であるとき</li> </ol> <p>第 31 条 (契約者への通知)</p> <p>当社は、前三条の措置をおこなうときは、契約者に対し、予め<u>出来る限り</u>日時を特定し、その旨を通知するものとします。ただし、緊急その他必要なときは、このかぎりではありません。</p>

以上